

承認第4号

刈谷田川土地改良区 会計細則の承認について

令和2年12月9日 理事会で議決、令和3年2月5日 監事会で承認を得た会計細則について、別紙のとおり承認を求める。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 会計細則 第1章 総 則 (趣 旨) 第 1 条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品等に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。 (会計主任) 第 2 条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。 2 (略) 3 (略) (会計区分) 第 3 条 (略) (区分経理) 第 4 条 (略) 2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して経理をしなければならない。 (会計帳簿等の管理) 第 5 条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。	刈谷田川土地改良区会計細則 第1章 総 則 (趣 旨) 第 1 条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品__に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。 (会計主任) 第 2 条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿__を保管する。 2 (略) 3 (略) (会計区分) 第 4 条 (略) (区分経理) 第 5 条 (略) (新設) (会計帳簿等の管理) 第 3 条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿__を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(帳簿等の保存及び処分) 第 6 条 会計に関する帳簿及び第 12 条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿等 (以下「帳簿等」という。) の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低 10 年以上保存しなければならない。 2 (略) 第 7 条～第 8 条 (略) 第 2 章 予 算 事 務 (財務諸表等 科目、 様式及び 予算執行等) 第 9 条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを 貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び 内容については、別に定めるところによる。 2 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙 による。 3 (略) 4 (略) 第 10 条～第 11 条 (略) 第 3 章 収入支出事務 (必要書類) 第 12 条 この土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。 (1) 収入命令書、支出命令書又は振替命令書 (2) (略)	(帳簿等の保存及び処分) 第 6 条 会計に関する帳簿及び第 12 条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿 (以下「帳簿等」という。) の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低 10 年以上保存しなければならない。 2 (略) 第 7 条～第 8 条 (略) 第 2 章 予 算 事 務 (予算及び決算科目、財務諸表等様式並びに予算執行等) 第 9 条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを収支予算書及び収支決算書科目、貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録科目に区分し、その名称、配列並びに内容については、別添 1 による。 2 収支予算書、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別添 2 による。 3 (略) 4 (略) 第 10 条～第 11 条 (略) 第 3 章 収入支出事務 (必要書類) 第 12 条 土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。 (1) 収入命令、支出命令又は振替命令 (2) (略)
---	---

(収入命令書)

第13条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(賦課金等の徴収)

第14条 (略)

(賦課金等の手続)

第15条 (略)

(1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。

(2) (略)

(3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳に記入すること。

第16条～第20条 (略)

(支出命令書)

第21条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(支払方法)

第22条 (略)

(収入命令__)

第13条 土地改良区の収入は、全て収入命令__によらなければならない。

2 収入命令__には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(賦課金等の徴収)

第14条 (略)

(賦課金等の手続)

第15条 (略)

(1) 発行区分毎__に賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。

(2) (略)

(3) 発行区分毎__の賦課金総額を賦課金台帳に記入すること。

第16条～第20条 (略)

(支出命令__)

第21条 土地改良区の支出は、全て支出命令__によらなければならない。

2 支出命令__には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(支払方法)

第22条 (略)

(立会い)

第23条 (略)

(1) (略)(2) (略)

(領収証の徴収等)

第24条 (略)

(1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。

(2) 口座振替及び口座振込の方法により支出した場合で1件の支払金額が50,000千円以下のものは、金融機関の振込受付書及び債権者からの口座振替通知書等をもって、債権者からの領収証の徴収に代えることができる。

ただし、公共団体に支払う1件の支払上限は、この限りではない。

(領収証の不受理)

第25条

(1) (略)(2) (略)(3) (略)(4) (略)(5) (略)(6) (略)

(概算払)

(立会い)

第23条 (略)

一 (略)二 (略)

(領収証の徴収等)

第24条 (略)

(1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令二に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。

(2) 口座振替及び口座振込の方法により支出した場合で1件の支払金額が50,000千円以下のものは、金融機関の振込受付書及び債権者からの口座振替通知書等をもって、債権者から二領収証の徴収に代えることができる。

ただし、公共団体に支払う1件の支払上限は、この限りではない。

(領収証の不受理)

第25条 (略)

一 (略)二 (略)三 (略)四 (略)五 (略)六 (略)

(概算払)

第26条 (略)

(前金払)

第27条 (略)

一 (略)二 (略)三 (略)

第28条～第29条 (略)

(振替命令書)

第30条 土地改良区の振替(以下、現金取引以外の取引をいう。)は、全て振替命令書によらなければならない。

2 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(金融口座への振込)

第31条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(1)～(6) (略)

第32条～第33条 (略)

(農業基盤整備資金の貸付受入金)

第34条 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、都道府県知事又は当

第26条 (略)

(前金払)

第27条 (略)

一 (略)二 (略)三 (略)

第28条～第29条 (略)

(振替命令書)

第30条 土地改良区の振替(現金取引以外の取引をいう。)は、全て振替命令書によらなければならない。

2 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(金融口座への振込)

第31条 土地改良区が有する金融機関の口座への振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(1)～(6) (略)

第32条～第33条 (略)

(農業基盤整備資金の保留金)

第34条 農業基盤整備資金の保留金を引き出すときは、当該保留金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、都道府県知事又は当

該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

- 2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第21条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

第35条～第36条(略)

第4章 帳簿組織

(会計主要簿)

第37条(略)

- 2 会計主要簿は、会計年度ごと²に更新しなければならない。

(現金預金出納簿の記載方法)

第38条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支出命令書により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 (略)

(1) (略)

(2) 収入命令書又は支出命令書の番号

(3) 収入科目又は支出科目(款、項及び説明種目)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 残高内訳(現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別)

(7) (略)

該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

- 2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第21条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

第35条～第36条(略)

第4章 帳簿組織

(会計主要簿)

第37条(略)

- 2 会計主要簿は、会計年度毎²に更新しなければならない。

(現金預金出納帳の記載方法)

第38条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支出命令書により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 (略)

(1) (略)

(2) 収入命令書又は支出命令書の番号

(3) 収入科目又は支出科目(款、項²)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 残高内訳(現金、預金、農業基盤整備資金保留金の別)

(7) (略)

(収入簿及び支出簿の記載方法)

第39条 (略)

2 収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。

3 (略)

(1) (略)

(2) 収入命令書又は支出命令書の番号

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄にマイナス表記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

(仕訳帳の記載方法)

第40条 仕訳帳は、全て収入命令書、出金命令書及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(総勘定元帳の記載方法)

第41条 (略)

(収入簿及び支出簿の記載方法)

第39条 (略)

2 収入簿は、収入命令__により、支出簿は、支出命令__により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。

3 (略)

(1) (略)

(2) 収入命令__又は支出命令__の番号

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄にマイナス標記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

(仕訳帳の記載方法)

第40条 仕訳帳は、全て収入命令__、出金命令__及び振替命令__により、取扱日付順に記載しなければならない。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 総勘定元帳の頁数

(4) (略)

(総勘定元帳の記載方法)

第41条 (略)

(補助簿)

第42条 (略)

2 (略)

3 賦課金台帳は、賦課金の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分毎に詳細に記載する。

4 (略)

5 補助金台帳は、補助金の交付単位毎に、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。

6 受託金台帳は、受託業務毎に、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。

7 (略)

8 未払金台帳は、委託業務 の単位毎 に、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。

9 (略)

10 (略)

11 土地改良施設台帳は、 施設の種類、
所在、構造、規模、数量、取得価額
 等を詳細に記載する。

12 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登録されていない土地、建物、機械等について取得価額_____等を詳細に記載する。

13 借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件毎に詳細に記載する。

14 (略)

15 備品台帳は、品目毎に、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記

載する。

16 (略)

17 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。

18 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。

19 (略)

(日計表等の様式)

第43条 日計表、月計表、精算表及び集計表の様式については、別紙に定めるところによる。

(記 帳)

第44条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならない。

2 (略)

(帳簿間の照合)

第45条 (略)

第5章 決 算 事 務

(貸借対照表等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

載する。

16 (略)

17 積立金台帳は、積立金の種類毎に、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。

18 退職給与金要支給額台帳は、対象職員毎に採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。

19 (略)

(日計表等の様式)

第43条 日計表、月計表、精算表及び集計表の様式については、別添2に定めるところによる。

(記 帳)

第44条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令 、支出命令 及び振替命令 に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならない。

2 (略)

(帳簿間の照合)

第45条 (略)

第5章 決 算 事 務

(収支決算書等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び振替命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

第48条～第50条 (略)

(事業報告書)

第51条 規約第40条 _____の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

(1)～(4) (略)

第6章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第52条 (略)

(収入命令日等)

第53条 収入命令書及び支出命令書は、相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。また、振替命令書は、振替する日をもって作成するものとする。

2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における金額又は相手先名等の誤記があった _____場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成する前に、収入命令__、支出命令__及び振替命令__と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

第48条～第50条 (略)

(事業報告書)

第51条 規約第41条第2項の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

(1)～(4) (略)

第6章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第52条 (略)

(収入命令日等)

第53条 収入命令__及び支出命令__は、相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。また、振替命令__は、振替する日をもって作成するものとする。

2 収入命令__、支出命令__又は振替命令__における金額又は相手先名等の誤記を訂正する必要がある場合には、新たに収入命令__、支出命令__又は振替命令__を作成しなければならない。

- 3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書又は振替命令書が既に決済済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものをマイナス表記で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。
- 4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たにマイナス表記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

第54条～第55条 (略)

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上(所有土地土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く)のものをいう。

(削除)

(削除)

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業 積立金等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設

- 3 前項の誤記に係る収入命令__、支出命令__又は振替命令__が既に整理済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものをマイナス標記で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。
- 4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たにマイナス標記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

第54条～第55条 (略)

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上_____のものをいう。

(1) 有形固定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地、機械及び装置、車輛運搬具、工具、器具等

(2) 無形固定資産

受託土地改良施設使用収益権、地上権、ソフトウェア等

(3) その他固定資産

ア 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、土地改良施設更新積立金等

イ 特定資産

適正化事業拠出金

使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員総
代功労引当積立資産、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債
積立資産、建物等更新積立資産、土地改良建設仮勘定、附帯事業施設、
基幹施設整備積立資産、維持管理積立資産等

(3) その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品、リ
ース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出
資金、差入保証金等

(評価額等)

第57条 (略)

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 譲与によるもの
は、取得価額

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価
償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行
うこととする。

第58条～第59条 (略)

財政調整資金積立金
国営事業負担金等積立金
維持管理積立金
職員退職給与金積立金
役員総代功労金積立金
転用決済金積立金

(新設)

(評価額等)

第57条 (略)

一 造成によるものは、取得価額から国等補助金等を控除した価額

二 譲与によるもので土地改良区が一部負担しているものは、土地改
良区の負担相当価額、その他のものは、評価額

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(新設)

(新設)

第58条～第59条 (略)

(固定資産の改良と修繕)

第60条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第8章 物品会計事務

(物品の範囲)

第61条 物品とは、次の各号のものをいう。

(1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が1年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価格が5万円以上10万円未満のもの

(2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

第62条～第63条 (略)

(削除)

第9章 補 則

(財務状況の公表)

第64条 規約第45条の規定による財務状況の公表 は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 事業報告書

(有形固定資産の改良と修繕)

第60条 有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第8章 物品会計事務

(物品の範囲)

第61条 物品とは、次の各号のものをいう。

一 備品 機械器具及びその他の物品で、
 原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価格が5万円以上 のもの

二 消耗品 備品以外の もの

第62条～第63条 (略)

(実地棚卸し)

第64条 会計主任は、物品について定期的に実地棚卸しを行わなければならない。

第9章 補 則

(財務状況の公表)

第65条 規約第47条の規定により公表する財務状況には、次の事項を記載する ものとする。

(1) 収入支出予算の執行状況

(2) <u>貸借対照表</u> (3) <u>収支決算書</u> (4) <u>財産目録</u> (5) <u>その他理事長が必要と認める事項を記載した書面</u> 2 前項の公表は、毎年度_____ _____ 1 2 月 2 8 日までに<u>行う</u>ものとする。 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を 1 0 日間公告するものとする。 4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ<u>監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。</u> 附 則(令和2年12月9日の理事会で議決) 1 この細則は、議決の日から施行し令和3年4月1日から適用する。 ただし、令和2年度の決算関係書類は改正前の様式で行う。	(2) <u>財産、借入金の現在額</u> (3) <u>組合員の負担の状況</u> (新設) (4) <u>その他理事長が必要と認める事項</u>_____ 2 前項の財務状況は、毎年度4月1日から3月31日までの期間におけるものを12月28日までに公表するものとする。 3 財務状況の公表は、前項に規定する期日から10日間公告して行う。 4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ_____ _____理事会の承認を受けなければならない。
---	--

(削除)

別 紙様 式 例1 財務諸表 等の様式

貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式1-1</u>
貸借対照表総括表・・・・・・・・・・	<u>様式1-2</u>
正味財産増減計算書・・・・・・・・・・	<u>様式2-1</u>
正味財産増減計算書総括表・・・・・・・・	<u>様式2-2</u>
財務諸表に対する注記・・・・・・・・・・	<u>様式3</u>
収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式4-1</u>
収支予算書総括表・・・・・・・・・・	<u>様式4-2</u>
補正収支予算書・・・・・・・・・・	<u>様式5</u>
収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式6-1</u>
収支決算書に対する注記・・・・・・・・	<u>様式6-2</u>

(別添1)

複式簿記方式における科目
(会計細則例第9条による科目)

収支予算書及び収支決算書の科目 (表略)貸借対照表の科目 (表略)正味財産増減計算書の科目 (表略)(別添2)

複式簿記方式における様式 (目次)
(会計細則第9条及び第42条による科目)

1 事業報告書等の様式(2) 収支予算書及び収支決算書等の様式

貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式5-1</u>
貸借対照表総括表・・・・・・・・・・	<u>様式5-2</u>
正味財産増減計算書・・・・・・・・・・	<u>様式6-1</u>
正味財産増減計算書総括表・・・・・・・・	<u>様式6-2</u>
財務諸表に対する注記・・・・・・・・・・	<u>様式7</u>
収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式2-1</u>
収支予算書総括表・・・・・・・・・・	<u>様式2-2</u>
補正収支予算書・・・・・・・・・・	<u>様式3</u>
収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>様式4-1</u>
収支決算書に対する注記・・・・・・・・	<u>様式4-2</u>

収支決算書総括表	様式6-3
財産目録	様式7

2 事業報告書の様式

事業報告書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8

3 会計帳簿の様式

(1) 会計主要簿及び命令書の様式等

現金預金出納帳	・ ・ ・ ・ ・	様式9
収入整理簿	・ ・ ・ ・ ・	様式10
支出整理簿	・ ・ ・ ・ ・	様式11
仕訳帳	・ ・ ・ ・ ・	様式12
総勘定元帳	・ ・ ・ ・ ・	様式13
収入命令書	・ ・ ・ ・ ・	様式14-1
支出命令書	・ ・ ・ ・ ・	様式14-2
振替命令書	・ ・ ・ ・ ・	様式14-3
金融口座振込	・ ・ ・ ・ ・	様式14-4
請求書・領収書	・ ・ ・ ・ ・	様式15

(2) 補助簿 (略)

4 会計集計表の様式 (略)

収支決算書総括表	様式4-3
財産目録	様式8

(1) 事業報告書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

2 会計帳簿の様式

(1) 会計主要簿及び命令__様式等

現金預金出納帳	様式 9
収入整理簿	様式 10
支出整理簿	様式 11
仕訳帳	様式 12
総勘定元帳	様式 13
収入命令	様式 14-1
支出命令	様式 14-2
振替命令	様式 14-3
金融口座振込	様式 14-4
請求書・領収書	様式 15

(2) 補助簿 (略)

3 会計集計表の様式 (略)

様式1-1

貸 借 対 照 表

— 年 月 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<u>I 資産の部</u>			
<u>1 流動資産</u>			
流動資産合計			
<u>2 固定資産</u>			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(1) 基本財産			
<u>基本財産合計</u>			
(2) 特定資産			
<u>特定資産合計</u>			
(3) その他固定資産			
<u>その他固定資産合計</u>			
固定資産合計			
<u>3 繰延資産</u>			
繰延資産合計			
資産合計			

様式5-1

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

科 目	当年度	前年度	増減
<u>《資産の部》</u>			
<u>【流動資産】</u>			
流動資産合計			
<u>【固定資産】</u>			
<u>(有形固定資産)</u>			
<u>有形固定資産合計</u>			
<u>(無形固定資産)</u>			
<u>無形固定資産合計</u>			
<u>(その他固定資産)</u>			
<u>その他固定資産合計</u>			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
固定資産合計			
<u>【繰延資産】</u>			
繰延資産合計			
資産合計			

<u>Ⅱ負債の部</u> <u>1流動負債</u> 流動負債合計 <u>2固定負債</u> 固定負債合計 負債合計 <u>Ⅲ正味財産の部</u> <u>1指定正味財産</u> 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) <u>2一般正味財産</u> <u>一般正味財産合計</u> (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 負債及び正味財産合計				<u>《負債の部》</u> <u>【流動負債】</u> 流動負債合計 <u>【固定負債】</u> 固定負債合計 負債合計 <u>《正味財産の部》</u> <u>【指定正味財産】</u> 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) <u>【一般正味財産】</u> <u>一般正味財産合計</u> (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 負債及び正味財産合計			

様式1-2

貸借対照表総括表

— 年 月 日現在

(単位:円)

科目	一般 会計	刈谷 田川 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 大堰 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 左岸 地区 維持 管理 特別 会計	尾崎 川原 開田 地区 維持 管理 特別 会計	内部 取引 消去	合計
<u>I 資産の部</u>							
<u>1 流動資産</u>							
流動資産合計							
<u>2 固定資産</u>							
(削除)							
(削除)							
(削除)							
<u>(1) 基本財産</u>							
基本財産合計							
<u>(2) 特定資産</u>							
特定資産合計							

様式5-2

貸借対照表総括表

平成 年 月 日現在

科目 (款項)	一般 会計	刈谷 田川 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 大堰 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 左岸 地区 維持 管理 特別 会計	尾崎 川原 開田 地区 維持 管理 特別 会計	内部 取引 消去	合計
《資産の部》							
【流動資産】							
流動資産合計							
【固定資産】							
(有形固定資産)							
有形固定資産合計							
(無形固定資産)							
無形固定資産合計							
(その他固定資産)							
その他固定資産合計							
(新設)							
(新設)							

(うち特定資産への 充当額) 正味財産合計 負債及び正味財産合計								(うち特定資産への 充当額) 正味財産合計 負債及び正味財産合計							

様式2-1

正味財産増減計算書

____年 月 日から ____年 月 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<u>I 一般正味財産増減の部</u>			
<u>1 経常増減の部</u>			
<u>(1) 経常収入</u>			
経常収入計			
<u>(2) 経常支出</u>			
経常支出計			
当期経常増減額			
<u>2 経常外増減の部</u>			
<u>(1) 経常外収入</u>			
経常外収入計			
<u>(2) 経常外支出</u>			
経常外支出計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
<u>II 指定正味財産増減の部</u>			

様式6-1

正味財産増減計算書

平成 ____年 月 日から平成 ____年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増減
<u>《一般正味財産増減の部》</u>			
<u>《経常増減の部》</u>			
<u>[経常収入]</u>			
経常収入計			
<u>[経常支出]</u>			
経常支出計			
当期経常増減額			
<u>《経常外増減の部》</u>			
<u>[経常外収入]</u>			
経常外収入計			
<u>[経常外支出]</u>			
経常外支出計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
<u>《指定正味財産増減の部》</u>			
<u>[補助金等収入]</u>			
補助金等計			
<u>[一般正味財産への振替額]</u>			

当期指定正味財産増減額				当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高				指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高				指定正味財産期末残高			
<u>Ⅲ正味財産期末残高</u>				<u>《正味財産期末残高》</u>			

様式2-2

正味財産増減計算書総括表

年 月 日現在

(単位:円)

科 目	一般 会計	刈谷 田川 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 大堰 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 左岸 地区 維持 管理 特別 会計	尾崎 川原 開田 地区 維持 管理 特別 会計	内部 取引 消去	合計
<u>I一般正味財産増減の部</u>							
<u>1経常増減の部</u>							
<u>(1) 経常収入</u>							
経常収入計							
<u>(2) 経常支出</u>							
経常支出計							
当期経常増減額							
<u>2経常外増減の部</u>							
<u>(1) 経常外収入</u>							
経常外収入計							
<u>(2) 経常外支出</u>							
経常外支出計							
当期経常外増減額							
当期一般正味財産増減額							

様式6-2

正味財産増減計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般 会計	刈谷 田川 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 大堰 地区 維持 管理 特別 会計	刈谷 田川 左岸 地区 維持 管理 特別 会計	尾崎 川原 開田 地区 維持 管理 特別 会計	内部 取引 消去	合計
<u>《一般正味財産増減の部》</u>							
<u>《経常増減の部》</u>							
<u>[経常収入]</u>							
経常収入計							
<u>[経常支出]</u>							
経常支出計							
当期経常増減額							
<u>《経常外増減の部》</u>							
<u>[経常外収入]</u>							
経常外収入計							
<u>[経常外支出]</u>							
経常外支出計							
当期経常外増減額							
当期一般正味財産増減額							

一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高 <u>Ⅱ指定正味財産増減の部</u> _____ _____ _____ 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高 <u>Ⅲ正味財産期末残高</u>								一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高 <u>《指定正味財産増減の部》</u> <u>[補助金等収入]</u> <u>補助金等計</u> <u>[一般正味財産への振替額]</u> 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高 <u>《正味財産期末残高》</u>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式3

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 貯蔵品 の評価基準及び評価方法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 土地改良施設等の減価償却の方法
 - ② その他固定資産の減価償却の方法
- (5) 繰延資産の減価償却の方法
- (6) 引当金の計上基準
- (7) 積立金の計上基準
- (8) リース取引の処理方法
- (9) 消費税等の会計処理
- (10)

2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則又は手続の変更
- (2) 表示方法の変更

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

様式7

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 棚卸資産 の評価基準及び評価方法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 土地改良施設等の減価償却の方法
 - ② その他固定資産の減価償却の方法
- (5) 繰延資産の減価償却の方法
- (6) 引当金の計上基準
- (7) リース取引の処理方法
- (8) 消費税等の会計処理
- (9)

2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則又は手続の変更
- (2) 表示方法の変更

3 基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小計				
特定資産				
小計				
合 計				

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
小計				
特定資産				
小計				
合 計				

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 -----				
特定資産 ----- -----				
合 計				

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
特定資産				
合 計				

5 担保に供している資産

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	(当期減価 償却費)
<u>建物</u>				
機械及び装置				
車両運搬具				
<u>器具備品</u>				

.....				
合 計				

5 担保に供している資産

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	(当期減価 ____額)

機械及び装置				
車両運搬具				
<u>工具及び器具等</u>				
<u>建物及び附属設備</u>				
.....				
合 計				

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額_____及び当期末残高は、次のとおりである。

①所有土地改良施設

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	(当期減価 償却費)
所有土地改良 施設	_____			
合 計	_____			

②受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	(当期減価 額)
受託土地改良 施設使用収益 権	_____			
合 計	_____			

(2) 所有土地改良施設、____受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額、当期減価額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	(当期減価 額)
所有土地改良施設	国 () 県 ()			
受託土地改良施設使 用収益権	国 () 県 ()			
合 計	())			

※ 受託土地改良施設使用収益権にあつては土地改良区負担相当額について、所有土地改良施設と同様に、減価償却累計額、当期末残高等を記載する。

当該施設に対する国庫補助金等相当額を外数で () 書きする。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る 補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
合 計		

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時 価	評価損益
合 計			

(3) 土地改良施設建設仮勘定にかかる補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	____県費

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時 価	評価損益
合 計			

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付 者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照 表上の 記載区分
補助金 〇〇補助金						
<u>小計</u>						
助成金 〇〇助成金						
<u>小計</u>						
合 計						

8 補助金、助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金、助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 〇〇補助金						
助成金 〇〇助成金						
合 計						

9 換地清算金（土地改良法第54条の3の規定に基づき徴収した金額__（同法第89条の2第10項の規定において準用するものを含む。））徴収金の当期徴収額、換地清算金（同法第89条の2第11項の規定により県等から支払われた金額）交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高

換地清算金徴収金の当期徴収額又は換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高は、次のとおりである。

(単位：円)

換地清算金の区分	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照 表上の 記載区分	摘要
換地清算金徴収金						
小計						
換地清算金交付金						
小計						
合 計						

9 換地清算金（土地改良法第54条の3の規定に基づき徴収した金額及び同法第89条の2第10項の規定において準用するものを含む。）__徴収金の当期徴収額、換地清算金（同法第89条の2第11項の規定により県等から支払われた金額）交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高

換地清算金徴収金の当期徴収額又は換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高は、次のとおりである。

(単位：円)

換地清算金の区分	前期末 残 高	当期増加 額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照 表上の記 載区分	摘 要
換地清算金徴収金						
換地清算金交付金						
合 計						

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額	
経常外収入への振替額	
合 計	

11 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円、%)

法人 等の 名称	住所	事業 の内 容又 は職 業	関係内容		取引 の 内容	取引 金額	取引 関係 科目	期末 残高	取引 条件 等
			役員 の兼 務等	事業 上の 関係					

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額	
経常外収入への振替額	
合 計	

11 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円、%)

法人 等の 名称	住所	資産 総額	事業 の内 容又 は職 業	関係内容		取引 の 内容	取引 金額	取引 関係 科目	期末 残高	取引 条件 等
				役員 の兼 務等	事業 上の 関係					

12 重要な後発事象

13 その他

(1) 長期借入金について

当事業年度末において貸借対照表に計上されている公庫資金等長期借入金は、以下のとおり

(単位：円)

整理 番号	事業 名	借入 先	借入 年月 日	利率 (%)	借入 金総 額	償還 期限	当該 年度 償還 額	償還 額累 計	未償 還額	備考

(2) 長期借入金の償還方法

12 重要な後発事象

13 その他

(新設)

(新設)

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調停 年度	区分		件数	期首 残高	当期 減少額	期末 残高	不納 欠損 引当金	備考
当該会 計年度	流動資 産	経常賦 課金						
		特別賦 課金						
		・・・						
	合計							
〇〇年 度	固定資 産	経常賦 課金						
		特別賦 課金						
		・・・						
		小計						
合計								

(新設)

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	

(新設)

<u>様式4-1</u> 収支予算書 (様式省略)	<u>様式2-1</u> 収支予算書 (様式省略)
<u>様式4-2</u> 収支予算書総括表 (様式省略)	<u>様式2-2</u> 収支予算書総括表 (様式省略)
<u>様式5</u> 補正収支予算書 (様式省略)	<u>様式3</u> 補正収支予算書 (様式省略)
<u>様式6-1</u> 収支決算書 (様式省略)	<u>様式4-1</u> 収支決算書 (様式省略)
<u>様式6-2</u> 収支決算書に対する注記 (様式省略)	<u>様式4-2</u> 収支決算書に対する注記 (様式省略)
<u>様式6-3</u> 収支決算書総括表 (様式省略)	<u>様式4-3</u> 収支決算書総括表 (様式省略)

様式7

財 産 目 録

____ 年 月 日 現在

(単位：円)

科 目	金 額		
<u>I 資産の部</u>			
<u>1 流動資産</u>			
流動資産合計			
<u>2 固定資産</u>			

<u>(1) 基本財産</u>			
基本財産合計			
<u>(2) 特定資産</u>			
特定資産合計			
<u>(3) その他固定資産</u>			
<u>その他固定資産合計</u>			
固定資産合計			
<u>3 繰延資産</u>			
繰延資産合計			
資産合計			
<u>II 負債の部</u>			
<u>1 流動負債</u>			
流動負債合計			

様式8

財 産 目 録

平成 ____ 年 月 日現在

科 目	金 額		
《資産の部》			
<u>【流動資産】</u>			
流動資産合計			
<u>【固定資産】</u>			
<u>(有形固定資産)</u>			
<u>(無形固定資産)</u>			
<u>(その他固定資産)</u>			
_____ 基本財産			
_____ 特定資産			
_____ その他 _____ 資産			

固定資産合計			
<u>【繰延資産】</u>			
繰延資産合計			
資産合計			
《負債の部》			
<u>【流動負債】</u>			
流動負債合計			

様式8

年度 事業報告書

年 月 日調整
刈谷田川土地改良区

第1 地区及び組合員の状況（略）

第2 事業の実施状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水の状況

・電力使用状況

地区名 (会 計)	区分	年度	年度	年度		年度		電力量 前年比
		電力量 (kW)	電力量 (kW)	電力量 (kW)	電力料 金 (円)	電力量 (kW)	電力料 金 (円)	

(2) 維持管理の状況

ア～ウ（略）

エ 主な工事と概要

① 受託土地改良事業等の実施状況

維持管理 会計名	事業内容	事業量	事業費	委託者

様式1

年度 事業報告書

年 月 日調整
刈谷田川土地改良区

第1 地区及び組合員の状況（略）

第2 事業の実施状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水の状況

・電力使用状況

地区名 (会 計)	区分	年度		年度		年度		前年比
		電力量 (kW)	電力 料金 (円)	電力量 (kW)	電力 料金 (円)	電力量 (kW)	電力 料金 (円)	

(2) 維持管理の状況

ア～ウ（略）

エ 主な工事と概要

① 受託土地改良事業等の実施状況

地区名 (会計)	事業内容	事業量	事業費	委託者

② 事業									
<u>維持管理 会計名</u>	事業内容	事業量	事業費	請負者					
○									
<u>維持管理 会計名</u>	事業内容	事業量	事業費	請負者					
○ 経常管理・整備補修の実施状況									
<u>維持管理 会計名</u>	事業区分	経常管理費		整備補修費		計			
		<u>事業内容</u>	事業費	<u>事業内容</u>	事業費				
2 土地改良事業（維持管理事業を除く。）工事の実施状況									
.....事業									
<u>年度</u>	<u>工事名</u>	<u>事業費</u>	<u>工事場所</u>	<u>工事内容</u>	<u>請負業者名</u>				

② 事業									
<u>地区名 (会計)</u>	事業内容	事業量	事業費	請負者					
○									
<u>地区名 (会計)</u>	事業内容	事業量	事業費	請負者					
○ 経常管理・整備補修の実施状況									
<u>地区名 (会計)</u>	事業区分	経常管理費		整備補修費		計			
		<u>事業量</u>	事業費	<u>事業量</u>	事業費				
2 土地改良事業（維持管理事業を除く。）工事の実施状況									
.....									
(表新設)									

第3 事務の経過 (略)

第4 経理の状況

1 会計別収支決算の状況

区別	会計 名	収入額				支出 額	差額 (次期繰越金)		
		前年 度繰 越金	積立 金取 崩収 入	当該 年度 収入	合計		当該 年度 決済 金	実繰 越金	合計
経常 経費									
	合計								

2 借入金 (略)

3 一時借入金 (略)

4 賦課金の納入及び滞納状況
当該年度 (略)

第3 事務の経過 (略)

5 経理の状況

(1) 会計別収支決算の状況

区別	会計 名	収入額				支出 額	差額 (次期繰越金)		
		前年 度繰 越金	— — — —	当該 年度 収入	合計		当該 年度 繰越 金	実繰 越金	合計
経常 経費									
	合計								

(4) 借入金 (略)

(5) 一時借入金 (略)

(2) 賦課金の納入及び滞納状況
当該年度 (略)

過年度

会計名	前年度 までの 滞納件 数	前年度 までの 滞納金 額	徴収 件数	徴収 済額	未収 件数	未収額	附記

5 各種事業に伴う収支状況 (略)

様式9

年 月 日～ 年 月 日
現金 預金 出 納 帳
会 計

年 月 日	伝 票 N o	摘 要				入金	出金	手持 資金 残高	残 高 内 訳		
		款	項	目	内容				現金	預金	農業基 盤整備 資金貸 付受入 金

刈谷田川土地改良区

様式10～様式13 (様式省略)

過年度

会計名	前年度ま での滞納 件数	前年度ま での滞納 金額	徴収 件数	徴収 済額	未収 件数	未収額

(3) 各種事業に伴う収支状況 (略)

様式9

年 月 日～ 年 月 日
現金 預金 出 納 帳
会 計

年 月 日	伝 票 N o	摘 要				入金	出金	手持 資金 残高	残 高 内 訳		
		款	項	目	内容				現金	預金	農業基 盤整備 資金保 留金

刈谷田川土地改良区

様式10～様式13 (様式省略)

様式 1 4 - 1								様式 1 4 - 1							
収 入 命 令 書								収 入 命 令 一							
年 月 日 第 号								年 月 日 第 号							
起案 年 月 日				決 済 年 月 日				起案 年 月 日				決 済 年 月 日			
理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係			理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係		
年度								年度							
会計								会計							
款								款							
項								項							
説明種目								説明種目							
伺 い								伺 い							
一、金 円也								一、金 円也							
但し								但し							
通 帳								通 帳							
納入者								納入者							
住 所								住 所							
氏 名								氏 名							
上記金額を上記の者から収入してよろしいでしょうか。								上記金額を上記の者から収入してよろしいでしょうか。							
会計担当								会計担当							
刈谷田川土地改良区 理事長 殿								刈谷田川土地改良区 理事長 殿							

様式14-2								様式14-2							
支 出 命 令 書								支 出 命 令 一							
年 月 日 第 号								年 月 日 第 号							
起案 年 月 日				決済 年 月 日				起案 年 月 日				決済 年 月 日			
理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係			理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係		
年度								年度							
会計								会計							
款								款							
項								項							
説明種目								説明種目							
伺 い 一、金 円也 但し 通 帳 債主 住 所 氏 名 上記金額を上記の者に支出してよろしいでしょうか。 会計担当 刈谷田川土地改良区 理事長 殿 ㊞								伺 い 一、金 円也 但し 通 帳 債主 住 所 氏 名 上記金額を上記の者に支出してよろしいでしょうか。 会計担当 刈谷田川土地改良区 理事長 殿 ㊞							

様式14-3								様式14-3							
振替命令書								振替命令書							
年 月 日				第 号				年 月 日				第 号			
起案 年 月 日								起案 年 月 日							
理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係			理事長	会計 担当理事	会計主任	総務課長		係		
年度								年度							
会計								会計							
借 方				貸 方				借 方				貸 方			
款				款				款				款			
項				項				項				項			
説明種目				説明種目				説明種目				説明種目			
伺 い								伺 い							
円								円							
但し								但し							
上記の金額を振り替えてよろしいでしょうか。								上記の金額を振り替えてよろしいでしょうか。							
会計担当 刈谷田川土地改良区理事長								会計担当 刈谷田川土地改良区理事長							
⑩ 殿								⑩ 殿							
様式14-4～様式23 (様式省略)								様式14-4～様式23 (様式省略)							

様式24

土地改良区施設台帳

1 土地及び権利の部

所得 年月日 (登記 年月 日)	<u>整理番 号</u>	土地の 所在	地目		地積 (㎡)	<u>用途</u>	取得 <u>価額</u> (円)	備考
			台帳	現況				

2 工作物の部

(1) 所有土地改良施設

<u>整理番号</u>	<u>施設名</u>	<u>造成事業名</u>	<u>造成主体</u>	<u>種類又は名称</u>	<u>所在</u>	<u>構造及び規模</u>	<u>数量</u>	<u>取得価額(円)</u>	<u>取得年度</u>	<u>耐用年数(年)</u>	<u>経過年数(年)</u>	<u>減価償却累計額(円)</u>	<u>期末残高(円)</u>	備考

様式24

土地改良区施設台帳

1 土地及び権利の部

所得 年月日 _____	<u>施設名</u>	土地の 所在	地目		地積 (㎡)	取得 <u>金額</u> (円)	備考
			台帳	現況			

2 工作物の部

<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>受益面積(ha)</u>	<u>延長(m)</u>	<u>代掻期取水量(㎡/s)</u>	<u>普通期取水量(㎡/s)</u>	<u>構造・規格</u>	<u>(上幅)×(高)</u>	<u>(下幅)×(高)</u>	<u>造成主体</u>	<u>事業名</u>	<u>地区名</u>	<u>管理者</u>	<u>造成年度(始)</u>	<u>造成年度(完)</u>	<u>耐用年数</u>	備考

(2) 管理受託施設

整理番号	受託年月日	施設名	造成事業名	造成主体	種類又は名称	所在	構造及び規模	数量	取得価額（円）	取得年度	耐用年数（年）	経過年数（年）	減価償却累計額（円）	期末残高（円）	備考

様式25 固定資産台帳（土地改良施設を除く）

1 土地の部（様式省略）

(新設)

様式25 固定資産台帳（土地改良施設を除く）

1 土地の部（様式省略）

2 建物及び機械の部

減価償却資産集計表

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

資産 区分	資産名称		取得日		方法	耐年	期間	取得 価額	売却 除去 日
	摘要		数量	償却 率	償却基礎金額			期首 帳簿 価額	売却 価額
	普通 償却 額	割増 特別 償却 額	当期償却費計		償却費累計			期末 帳簿 価額	売却 損益

2 建物____の部

取得年月 日	建物の名 称	建物の所 在地	建物の構 造	面積 (㎡)	備考	取得価額 円

(削除) 様式26～様式35 (様式省略)	3 機械の部						
	<u>取得年月</u>	<u>所在地</u>	<u>名称</u>	<u>構造馬力</u>	<u>数量</u>	<u>備考</u>	<u>取得価額</u>
	<u>日</u>			<u>等</u>			<u>円</u>
	様式26～様式35 (様式省略)						

令和3年3月26日 提出

刈谷田川土地改良区
理事長 河村 則夫